

富山県障害福祉サービス事業者等指導監査要綱

第1章 総則

第1 趣旨

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第11条第2項、第48条、第49条、第50条、第51条の27、第51条の28、第51条の29及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の22、第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の15、第24条の16、第24条の17、第57条の3の3第4項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害福祉サービス事業者であった者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）、指定障害者支援施設等の設置者又は指定障害者支援施設等の設置者であった者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下「指定障害者支援施設等設置者等」という。）、指定一般相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者であった者又は当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定一般相談支援事業者等」という。）、指定障害児通所支援事業者又は指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であった者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）、指定障害児入所施設等の設置者若しくは指定障害児入所施設等の長その他の従業者である者若しくは当該指定に係る障害児入所施設等の長その他の従業者であった者（以下「指定障害児入所施設設置者等」という。）（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対し、自立支援給付対象サービス等、障害児通所支援及び障害児入所支援（以下「サービス等」という。）の内容並びに自立支援給付、障害児通所給付及び障害児入所給付（以下「自立支援給付等」という。）に係る費用の請求に関して県が行う指導及び監査について、基本的事項を定めることにより、サービス等の質の確保及び自立支援給付等の適正化を図ることを目的とする。

第2 指導の方針

指導は、障害福祉サービス事業者等に対し、「富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年富山県条例第74号）、「富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年富山県条例第75号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第27号）、「富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年富山県条例第72号）、「富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年富山県条例第73号）、（以下「指定基準」という。）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年9月厚生労働省告示第523号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年3月厚生労働省告示第124号）、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第122号）、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第123号）、「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成18年9月厚生労働省告示第539号）並びに「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成24年厚生労働省告示第128号）等に定めるサービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

第3 監査の方針

監査は、障害福祉サービス事業者等が行うサービス等の内容等について、障害者総合支援法第49条、第50条、第51条の28及び第51条の29、児童福祉法第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の16及び第24条の17に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は自立支援給付等に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

第4 市町村等との連携

- 1 県は、必要に応じ市町村と互いに連携を図り、必要な情報交換を行うことで、適切かつ効率的、効果的な指導及び監査の実施に努めるものとする。
- 2 他の法律等に基づく指導監査等と同時に実施することが、効率的、効果的だと見込まれる場合は、当該指導監査実施機関との必要な連携を図るものとする。

第2章 指導

第1 指導形態等

指導の形態は、通常次のとおりとする。

1 集団指導

集団指導は、必要な指導の内容に応じ、指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

集団指導を実施した場合には、必要に応じて、管内の市町村に対し、当日使用した資料を送付する等、その内容等について周知する。

2 実地指導

実地指導は、指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所において実地に行う。

第2 指導対象の選定

重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導対象の選定は、指導形態に応じて、毎年度作成する実施計画において行う。

1 集団指導

障害福祉サービス事業者等のうち、サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定して実施する。

2 実地指導

- (1) 障害福祉サービス事業者等のうち指定障害者支援施設等設置者等については、概ね2年に1度実施する。
- (2) 障害福祉サービス事業者等のうち指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者等及び指定障害児通所支援事業者等（児童発達支援センター設置者を除く。）については、概ね3年に1度実施する。
- (3) 指定障害児入所支援施設設置者等及び指定障害児通所支援事業者等（児童発達支援センター設置者に限る。）については、年1度実施する。
- (4) その他特に実施における指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。

第3 指導方法等

1 集団指導

(1) 指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の

日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

(2) 指導方法

集団指導は、サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等には、当日使用した資料を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

2 実地指導

(1) 指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

① 実地指導の根拠規定及び目的

② 指導対象となる指定障害福祉サービスの事業、指定障害者支援施設、指定地域相談支援の事業、指定障害児通所支援の事業又は指定障害児入所施設

③ 実地指導の日時及び場所

④ 準備すべき書類等

(2) 指導方法

厚生労働省が定める「主眼事項及び着眼点」及び別記「指導結果の取扱基準表」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

(3) 指導結果の通知等

実地指導の結果については、改善を要すると認められた事項について、後日文書によって通知する。

(4) 改善状況報告書の提出

実地指導結果のうち、法令若しくは通知等に違反する事項、当該障害福祉サービス事業者等の運営上重大な問題があると認められる事項、又は前回の実地指導において指導され、未だ改善されていない事項等については、改善状況を記載した改善状況報告書の提出を、当該障害福祉サービス事業者等に対し求めるものとする。

第4 監査への変更

実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合には、実地指導を中止し、直ちに第3章に定めるところにより監査を行うことができる。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 自立支援給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

第3章 監査

第1 監査の選定基準

監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行う。

(1) 通報・苦情・相談等に基づく情報

(2) 市町村、相談支援事業等へ寄せられる苦情

(3) 自立支援給付等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者情報

(4) 実地指導において確認した情報

第2 監査方法等

1 実施方法

指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該障害福祉サービス事業者等の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。(以下、「実地検査等」という。)

2 監査の実施通知

監査対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、原則として、次に掲げる事項を文書により、当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

- (1) 監査の根拠規定
- (2) 監査の日時及び場所
- (3) 監査担当者
- (4) 出席者
- (5) 準備すべき書類等

3 監査結果の通知等

監査の結果については、すみやかに復命し、重大かつ明白な指定基準違反等が認められた場合には、第3に定めるところにより行政上の措置を行うこととする。

なお、改善勧告に至らない要改善事項については、実地指導に準じて取り扱うこととする。

第3 行政上の措置

重大かつ明白な指定基準違反等が認められた場合には、障害者総合支援法第49条及び第51条の28、児童福祉法第21条の5の23及び第24条の16に定める「勧告、命令等」、障害者総合支援法第50条及び第51条の29、児童福祉法第21条の5の24及び第24条の17に定める「指定の取消等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

障害福祉サービス事業者等に障害者総合支援法第49条第1項、同条第2項及び第51条の28第1項、児童福祉法第21条の5の23第1項及び第24条の16第1項に定める指定基準違反の事実が確認された場合、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(2) 命令

障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた場合において、当該障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書による報告を行うものとする。

(3) 指定の取消等

指定基準違反等の内容等が、障害者総合支援法第50条第1項各号、同条第3項及び第51条の29第1項各号、児童福祉法第21条の5の24第1項各号及び第24条の17第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該障害福祉サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること(以下「指定の取消等」という。)ができる。

第4 聴聞等

監査の結果、当該障害福祉サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

第5 経済上の措置

- (1) 勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、自立支援給付等の全部又は一部について当該自立支援給付等に関係する市町村に対し、障害者総合支援法第8条第2項並びに児童福祉法第57条の2第2項及び第5項に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収を行うよう指導するものとする。
- (2) 命令又は指定の取消等を行った場合には、原則として、障害者総合支援法第8条第2項並びに児童福祉法第57条の2第2項及び第5項の規定により、当該障害福祉サービス事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

第4章 その他

- (1) 指導の実施状況、監査及び行政措置の実施状況等について、厚生労働省に報告を行うものとする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、障害福祉サービス事業者等に対する指導並びに監査及び行政上の措置等に関して必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

指導結果の取扱基準表

富山県障害者自立支援給付支給事務等に関する指定障害福祉サービス事業者等指導等における指摘区分は、下表によるものとする。

法令等の適合区分	指摘区分	指摘基準	措置
法令、通達等に違反する場合	文書指摘	<p>法令又は通達等の定めによる事務処理が適切に行われていない場合は、原則として文書指摘とする。</p> <p>但し、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合、軽微な違反の場合等に限り、口頭指摘とすることができる。</p>	<p>文書指摘事項については、事業者に対して改善状況報告書（別記）の提出を求め、その改善内容を確認する。</p> <p>口頭指摘事項については、事業者に対して是正改善を要する軽微な事項として口頭で指摘する。その改善内容は、次回の指導等において確認する。</p>
法令、通達等に適合する場合	口頭指摘	<p>法令又は通達等に違反していないが、水準向上のために必要と認められる場合は、助言指導を行う。</p>	<p>口頭指摘事項については、事業者に対して是正改善を要する軽微な事項として口頭で指摘する。その改善内容は、次回の指導等において確認する。</p>
負担金等の返還を要する程度の経理処理誤りがある場合	文書指摘	<p>介護給付費等の請求・支払額に過誤がある場合は、文書指摘とする。</p>	<p>文書指摘事項については、事業者に対して改善状況報告書（別記）の提出を求め、その改善内容を確認する。</p>
負担金等の返還を要しない程度の経理処理誤りがある場合	口頭指摘	<p>負担金等の返還は要しない程度の軽微な経理処理誤りがある場合は、口頭指摘とする。</p>	<p>口頭指摘事項については、事業者に対して是正改善を要する軽微な事項として口頭で指摘する。その改善内容は、次回の指導等において確認する。</p>

※なお、前回の指導時に「口頭指摘」とした事項について、改善が見られない場合は、「文書指摘」とする。